

居宅介護サービス 重要事項説明書

令和6年1月1日改定

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社Alife
- (2) 法人所在地 埼玉県川越市南大塚2丁目5-1
- (3) 電話番号 049-293-9737
- (4) 代表者氏名 代表取締役 柴田 弘樹
- (5) 設立年月日 平成26年9月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業（居宅介護サービス(重度訪問介護)）
令和5年6月1日指定 事業所番号／1110402185号
- (2) 事業所の目的 適切な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め支給決定にかかる障害者及び障害児の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供する。
- (3) 事業所の名称 訪問介護事業所 元気アップ
- (4) 事業所の所在地 埼玉県川越市今成4-10-15 2階
- (5) 電話番号 049-293-9245
- (6) 管理者氏名 飯田 正伸
- (7) 当事業所の運営方針 ①心身障害をお持ちの方々へ心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
②利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高める様な適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。又、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 令和4年12月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 川越市全域 実施地域以外の方でもご相談をお受けいたします。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(12/30～1/3は除く)
営業時間	8:00～17:00
サービス提供時間	24時間
緊急連絡先	(携帯)080-4130-5644

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1 名		従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令。
2. サービス提供責任者	2 名	1 名	・ 居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護等計画」という。）の作成。 ・ 利用の申込みに係わる調整。 ・ 居宅介護従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理。
3. 居宅介護等従業者 （訪問介護員）	0 名	5 名	・ 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスの提供。 ・ サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者への報告等。

● 訪問介護員の禁止行為 ●

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為。
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）。
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除く）。
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

5. 事業所が提供するサービス

当事業所では以下のサービス内容から居宅介護等計画を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画書」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画書」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

●給付対象となる居宅介護サービス<居宅介護サービスの概要>

種 類	サービス内容	
身体介護	入浴、清拭、身体整容、更衣介助	入浴の介助又は入浴が困難な方の清拭、部分浴、洗面、身体整容、更衣の介助を行います。
	排泄介助	おむつ交換、トイレ及びポータブル利用時の介助を行います。
	食事介助	食事の準備（手洗い、姿勢保持）食事の見守り、食事の後始末（下膳等）を行います。
	体位交換、移動、移乗、外出介助	体位の交換、移動、移乗及び通院、外出の介助を行います。
	起床、就寝介助	起床及び就寝の介助を行います。
	服薬介助	薬の確認及び薬を飲んでいただく為の介助を行います。
その他必要な身体介護を行ないます。 ※医療行為はいたしません。		
家事援助	掃除	お部屋等の掃除を行います。
	洗濯	衣類等の洗濯を行います。
	ベッドメイク	シーツ交換、布団カバーの交換をします。
	衣類整理、被服補修	衣類の整理及び被服の繕い等を行います。
	一般的な調理、配下繕	食事の準備及び後片付け等を行います。
	買い物 薬の受け取り	日常生活に必要な物品の買い物及び病院・医院への薬の受け取り等を行います。
	その他関係機関への連絡などに必要な家事を行ないます。 ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。） ※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。	
通 院 等 介 助	●身体介護を伴う場合及び、身体介護を伴わない場合 通院等又は官公署並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係わる相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行ないます。	
通 院 等 乗降介助	通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助を行ないます。 （移送に係わる運賃は別途（自費扱い）必要です。）	
重 度 訪問介護	入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行ないます。	
移動支援	障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加の為の外出（通学、営業活動に係わる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適切でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る）の際の移動の支援を行ないます。	

6. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

<介護報酬告示額>

(1) 基本料金表記 ※その他加算等負担金あり。

*費用総額は加算単位数に地域区分ごとの単価（1単位＝10.36円）をかけて計算した金額です。

●身体介護

	単 位	保険請求額	利用者負担額
20分以上30分未満(0.5)	256単位	2,652円	266円
30分以上1時間未満(1.0)	404単位	4,185円	419円
1時間以上1時間30分未満(1.5)	587単位	6,081円	609円
1時間30分以上2時間未満(2.0)	669単位	6,930円	693円
2時間以上2時間30分未満(2.5)	754単位	7,811円	782円
2時間30分以上3時間未満(3.0)	837単位	8,671円	868円
(3時間以上 30分を増すごと)	+83単位	854円	86円

●家事援助

	単 位	保険請求額	利用者負担額
30分未満(0.5)	106単位	1,098円	110円
30分以上45分未満(0.75)	153単位	1,585円	159円
45分以上1時間未満(1.0)	197単位	2,040円	204円
1時間以上1時間15分未満(1.25)	239単位	2,476円	248円
1時間15分以上1時間30分未満(1.5)	275単位	2,849円	285円
(1時間30分以上 15分を増すごと)	+35単位	362円	37円

●通院等介助（身体介護を伴う）

	単 位	保険請求額	利用者負担額
30分未満(0.5)	256単位	2,652円	266円
30分以上1時間未満(1.0)	404単位	4,185円	419円
1時間以上1時間30分未満(1.5)	587単位	6,081円	609円
1時間30分以上2時間未満(2.0)	669単位	6,930円	693円
2時間以上2時間30分未満(2.5)	754単位	7,811円	782円
2時間30分以上3時間未満(3.0)	837単位	8,671円	868円
(3時間以上 30分を増すごと)	+83単位	859円	86円

●通院等介助（身体介護を伴わない）

	単 位	保険請求額	利用者負担額
30分未満(0.5)	106単位	1,098円	110円
30分以上1時間未満(1.0)	197単位	2,040円	204円
1時間以上1時間30分未満(1.5)	275単位	2,849円	285円
(1時間30分以上 30分を増すごと)	+69単位	714円	72円

●通院等乗降介助

	単 位	保険請求額	利用者負担額
通院等乗降介助(日中)	102単位	1, 056円	106円
通院等乗降介助(早朝・夜間)	128単位	1, 326円	133円

●重度訪問介護（居宅及び外出時）

	単 位	保険請求額	利用者負担額
1時間未満(1.0)	214単位	2, 217円	222円
1時間以上1時間30分未満(1.5)	319単位	3, 304円	331円
1時間30分以上2時間未満(2.0)	424単位	4, 392円	440円
2時間以上2時間30分未満(2.5)	530単位	5, 490円	549円
2時間30分以上3時間未満(3.0)	636単位	6, 588円	659円
3時間以上3時間30分未満(3.5)	741単位	7, 676円	768円
3時間30分以上4時間未満(4.0)	846単位	8, 764円	877円
4時間以上8時間未満(8.0) (98単位に30分増すごと)	98単位	1,015円	102円

（２） 加算単位数 ※下記に該当する場合は、基本料金表記内の単位数に加算を算定します。

●夜間加算(18時～22時)●早朝加算(6時～8時)に支援を行なった場合に算定。	所定単位数×25%	
●深夜加算(20時から6時まで)に支援を行なった場合に算定。	所定単位数×50%	
●緊急時(対応)訪問介護加算 居宅介護支援計画に位置付けられていない居宅介護を利用者の要請を受けて24時間以内に行なった場合に算定。		
単位数	利用料(円)	利用者負担額(円)
100単位	1回につき1,036円	1回につき104円
●初回加算 新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回に属する月に、サービス提供責任者が居宅サービスを提供した場合又は従業者のサービスに同行した場合に算定。		
単位数	利用料(円)	利用者負担額(円)
200単位	1月につき2,072円	1月につき208円

（３）介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇を目的として、介護職員の職責又は職務内容を定め周知し、資質の向上の支援に関する計画を定め実施する等の必要な基準を満たす場合、介護職員処遇改善加算の算定を行います。

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	総所定単位数×10.36×40. 2%加算(居宅介護サービス)
	総所定単位数×10.36×32. 8%加算(重度訪問介護)

●サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画書に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。尚、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て居宅介護計画書の変更、見直しを行ないます。

- 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行なったときは、上記金額の2倍になります。
- 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が相談支援専門員又は介護支援専門員と連携を図り、相談支援専門員又は介護支援専門員が必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等は居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合に加算します。
- 初回加算は新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合に加算します。
- 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、利用者への対応などを行なっている事業所に認められた加算です。
- 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行なう事業所に認められる加算です。

〈その他の費用〉

（４）利用の変更・追加

利用者の希望により、訪問介護サービスの利用を変更、又は、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出てください。双方にて相談の上、変更・追加させていただきます。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者および家族等の希望する期間のサービス提供ができない場合は、他の利用可能日時を利用者および家族等に提示して協議します。

（５）利用の中止（キャンセル料）

利用予定期間の前に、利用者の希望により、訪問介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはキャンセル料が発生することがあります。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、当日の申し出でも結構です。

利用予定前日の前営業日の午後6時までにご連絡があった場合	無料
利用予定前日の前営業日の午後6時までにご連絡がなかった場合	1,100円(内税)

※月曜日が利用予定日の場合は土曜日の午後6時までに連絡があった場合は無料とし、土曜日の午後6時以降の場合は1,100円（内税）のキャンセル料金が発生します。

7. 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の料金・費用は、1カ月分をまとめて請求させていただきます。尚、お支払い方法は次のとおりです。

口座自動振替方式 ※振替手数料(162円)は利用者の負担とします。

但し、利用者の事情により現金回収及び口座振り込みに対しても対応とする。

8. サービス利用に関する留意事項

（１）サービスの変更

前回の利用日から利用日当日の間に、体調や状況等について特に変わったことがありましたらすぐに

お申し出ください。サービス利用当日に、利用者の体調不良の理由で、予定されたサービスの実施が出来なかった場合は、サービスの内容の変更を行います。

（２）サービスを行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、担当の訪問介護員を決定します。但し、サービス提供回数の状況等により、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する場合があります。

（３）訪問介護員の交替

利用者からの 交替の申し出	選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。
事業所からの 訪問介護員の交替	事業所の都合により訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合には、利用者又は家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものといたします。

（４）サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

「５－（１）〈サービスの概要〉」に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担になります。

◆居宅介護の内容として不適切な事例への対応について◆

（１）次に掲げるように、給付内容として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為。

主として家族の利便に供する行為又は家族が行なうことが適切であると判断される行為。

- ・利用者以外のものに係わる洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為。

訪問介護員が行なわなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為。

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等、ペットの世話 等

日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為。

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行なう調理 等

- (1) 保険給付の範囲外のサービス利用を希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配色サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行ないます。
- (2) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく保険給付外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。尚、その場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行ないます。

9. サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、解約できます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

解約料は徴収いたしません。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

事業所からの解約はやむを得ない場合のみとし1ヶ月以上の期間をおき理由を通知します。

③ 自動終了

下記の場合は、両方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合

10. 損害賠償について

サービス提供時間において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合にはこの限りではありません。

11. 事故発生時の対応

サービス提供中により事故発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。事故の状態や事故に際して取った処置について記録し、治療、通院、入院を要する事故については、利用者の保険者（市町村）に報告します。

12. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

*緊急時の場合は下記の連絡先に連絡をとります。

主 治 医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
緊 急 時	希望医療機関	
ご 家 族	氏名（続柄）	続柄
	連 絡 先	

13. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を別途、秘密保持誓約書を作成して約束しています。

14. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	株式会社 Alife 居宅介護支援事業所 元気アップ／和田正臣 電話番号:049-293-3081 ファクス:049-293-3082 受付時間:月～金 8:00～17:00
-------------	---

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) その他、虐待防止及び身体拘束等の適正化のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）を株式会社 Alife 元気アップグループ各事業所にて講じます。

16. 身体拘束の禁止

- 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行なわないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の定期的な開催（年1回以上）及びその結果について従業者への周知徹底。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

17. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及び蔓延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、結果について訪問介護員等に周知徹底する。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のため指針を整備する。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及び蔓延防止を啓発・普及するため感染症の予防及び蔓延防止委員会による年1回以上の研修を開催。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 感染症マニュアルの周知及び定期的な見直し。

18. 苦情の受付について

(1) 当事所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 部 署 訪問介護事業所 元気アップ サービス相談窓口
- 電 話 049-293-9245
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:00～17:00(日曜を除く)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

埼玉県運営適正化委員会	所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 電話番号 048-822-1243(相談専用窓口) 受付時間 9:00～16:00(月曜日～土曜日)
川越市役所 福祉部障害者福祉課	所在地 埼玉県川越市元町1丁目3番地1 電話番号 049-224-8811(代表) 受付時間 8:30～17:15

●提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有	無
実施した直近の年月日	年	月 日
実施した評価機関の名称		
評価結果の開示状況		